

平成 18 年 2 月 27 日

## [適用指針]

## 企業会計基準適用指針公開草案第15号

- 
- 法人名 : パークレイズ・キャピタル証券会社
  - 部 署 : 金融法人営業部
  - 役 職 : ディレクター
  - 名 前 : 島崎国浩
- 

## ■コメント:

## 企業会計基準適用指針公開草案第15号

その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(案)についての質問

## 第一点

P9 26 において 「このため、当該複合金融商品は区分処理せず、満期保有目的の債券やその他有価証券として処理することができるが、いずれの場合でも、もはや高い信用格付けを有しなくなったときには、その時点の帳簿価額を新たな取得原価として第3 項又は第9 項を適用する。」

とありますが、一方「金融商品会計実務指針#83」においては

「① 債券の発行者の信用状態の著しい悪化」「のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものはしない。したがって、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替える必要はない。」

となっております。

実務上、今回の変更では「複数の格付け期間からAA以上」のような信用力が高い債券が「もはや高い信用格付けを有しなくなったときには」すなわちAA格が例えばBBB程度までダウングレードされたときには時価会計を求められると読めるのに対して、実務指針においては「信用状態の著しい悪化」すなわち B格程度までもしくはそれ以下まで格下げされた時点で「満期保有目的の債券に分類された債

券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない」という「必要はない。」とされています。すなわち、従前からの「満期保有」は一度その区分に入れると、相当の事情がない限りにおいてそこからの変更が認められないのに対して今回の(案)では格付けの低下によってそこに区分しておくことが出来なくなります。この点の整合性を取るよう、今回の(案)においても同様の考え方、「一度入れたら相当の事情がない限り変更できない」にしたほうがよいのではないのでしょうか？

## 第二点

今回の(案)では26において「複合金融商品が、新たに高い信用格付けを有することとなったときには、本適用指針の適用により会計処理を変更することとなる場合」として満期保有への変更を認めていますがこれは金融商品会計実務指針#80「有価証券の保有目的区分の変更」等との間で矛盾を生むこととならないのでしょうか？